

ごみ減量化・資源化検討部会及び生活排水適正処理検討部会設置要領（案）

（設置）

第1条 弘前市一般廃棄物処理基本計画に掲げる検討事項について、専門的に調査審議するため、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年2月27日弘前市条例第96号。）第16条第1項の規定に基づき、弘前市廃棄物減量等推進審議会にごみ減量化・資源化検討部会及び生活排水適正処理検討部会を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会の所掌事務は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- （1）ごみ減量化・資源化検討部会は、ごみ処理基本計画の個別施策に掲げる検討事項について調査審議する。
- （2）生活排水適正処理検討部会は、生活排水処理基本計画の個別施策に掲げる検討事項について調査審議する。

2 部会は、調査審議した結果を審議会に報告するものとする。

（組織）

第3条 部会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、条例第16条第2項の規定により、審議会の会長がこれを指名する。

（任期）

第4条 委員の任期は、審議会委員の任期と同様とする。

（部会長及び副部会長）

第5条 部会には、部会長1人及び副部会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、会議の議長を務め、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、都市環境部環境管理課において処理する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。